



News Release

令和6年1月11日
電力・ガス取引監視等委員会

非化石価値取引市場(高度化法義務達成市場)の 2024年度第1回オーバークションに係る監視結果について

電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」といいます。)は、本年8月に日本卸電力取引所において実施された非化石価値取引市場の2024年度第1回オーバークションに応札した特定の事業者について、「売り惜しみ」や「価格つり上げ」等の問題となる行為がなかったか監視を行い、今般、これらの監視結果を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

監視の観点と内容

1. 監視の観点(市場支配力を有する事業者の監視)

- 非化石価値取引市場(高度化法義務達成市場)で取引される非FIT非化石証書(以下「非化石証書」という。)の由来となる電源は、主に原子力や大型水力であるため、売り手となる発電事業者の数が、買い手となる小売電気事業者と比べて限定的であり、売り手の入札行動が価格形成に強い影響を及ぼすことが懸念されます。また、非化石証書は、相対取引も認められていますが、価格形成における売り手の影響力は、相対取引の価格交渉においても同様であると考えられます。
- こうした背景を踏まえ、当該取引における公平性や価格形成の透明性確保を図る観点から、市場支配力を有する事業者¹を対象として、委員会が、非化石証書の取引について、監視を行うこととなっています。

2. 前提

- 非化石証書は電気と異なり、限界費用などの原価を特定しにくい点を踏まえ、絶対的な価格水準ではなく、「市場への入札価格と相対取引価格の比較」など相対的な価格水準の比較により監視を行います。
- 監視の結果、事業者から客観的かつ合理的な説明が得られない段階においては注意喚起を行い、必要に応じて、事業者名や当該行為の内容の公表などの措置を検討します。

¹ 旧一般電気事業者(北海道電力、東北電力、東京電力HD、東京電力RP、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力)及び電源開発

3. 各回オークションに係る監視

- ・ 市場支配力を有する事業者の(相対契約分を除く)市場投入予定量(=市場投入可能量)と実際の売入札量を比較し、乖離が認められる場合は、売り惜しみの観点から合理的な説明を求めます。
- ・ 市場支配力を有する事業者の売入札価格の分布について確認し、極端な傾向が認められる場合は、価格つり上げの観点から合理的な説明を求めます。

第1回オークションに係る監視結果

1. 売り惜しみの監視

- ・ 各事業者の市場投入予定量(=市場投入可能量)と実際の売入札量を比較したところ、一部を除き、いずれの事業者も市場投入予定量の全量を市場に供出しており、一部乖離が認められた事業者についても、合理的な説明を得ることができたため、問題となる事例は認められませんでした。

2. 価格つり上げの監視

- ・ また、各事業者の売入札価格の分布を確認し、極端な傾向が認められる場合は、合理的な説明を求めるとしていますが、今回オークションでは、問題となる事例は認められませんでした。

(以上)

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 下津

担当者:小松、斎藤、萩原、中田

電話:03-3501-1552(直通)